

2. 地域調査終了後の専門家会議

調査実施地域からの報告、面接調査結果の一覧（表 1）をもとに専門家会議を開催し、フィージビリティスタディの実施経過にしたがって分析を行い、自殺予防対策調査の実現可能性について評価するとともに、パイロットスタディのあり方を提案した。以下、専門家会議の内容の要約を示す。

実施体制および調査実施地域：精神保健研究所に調査本部と専門家会議を置き、調査実施地域と連携して調査にあたるという体制は実務的で適切と評価された。調査実施地域に関しては、都道府県等の主管部局と精神保健福祉センターに調査を実施する意向があり、遺族ケアに関する NPO 団体の存在等を評価の材料に、実施箇所を選択することが望ましいという意見であった。

調査方法および対象者：調査対象者に関しては、今後数年間のうちには、疫学調査の国際的な水準を達成する、つまり無作為抽出を行い、協力の意思表示のあった遺族を対象に調査を行う方向で進める必要があり、そのためにも地域の協力体制づくりをパイロットスタディの中で進めていく必要があるとの意見であった。

フィージビリティスタディにおいて調査が行われた 5 事例のうち、自殺後 1 年未満に調査が行われた事例は 1 事例のみであり、3 事例が「1 年以上 2 年未満」、残りの 1 事例では自殺後 20 年が経過していた。自殺後 20 年が経過した事例では、遺族の記憶が風化してしまっていることが懸念されたが、今回の事例に限って言えば非常に具体的な内容まで話を聞くことができた。このように自殺後の年数が経過していたとしても量的に十分な情報が得られる事例もあることは確認できたが、事

例によっては、回答者の記憶にバイアスがかかる懸念の指摘や、20 年前の事例が現在の自殺予防対策に有益な情報となり得るかという指摘があった。一方、自殺から日が浅いケースでは、対象者（遺族）側の心理的負担も大きいことが予想されるため、より注意深い配慮が必要であるとの意見があった。これらの議論の結果、専門家会議としては、パイロットスタディにおける調査時期としては、49 日を過ぎた適当な時期として、調査実施地点に適した選択を行うことが望ましいとの意見に集約された。

フィージビリティスタディでは、1 事例について複数の対象者に面接を実施するかどうかは調査実施地域の判断に委ねたが、パイロットスタディにおいては、原則として情報提供者を複数名とすることが望ましいとの意見で一致した。

調査票：半構造化面接という調査方法論を用いることに関しては妥当という意見であった。ただし、調査票の構成としては、自殺に至る経緯を、時系列として把握しやすくする必要があるとの意見が出された。特に、調査員の自由記載と組み合わせてライフチャートなどを組み入れること等を検討し、調査票から時系列が起こせるような方法が必要であるとの指摘があった。

面接の時間に関しては 2 時間程度で収まるような面接法を開発する必要性が指摘され、長時間に及ぶ場合、面接を複数回に分けて実施することも検討課題として挙げられた。また、面接で得られたデータを中央に集積し、統一的に分析する枠組みを取ることで、面接時間を短縮するとともに、分析の精度をあげることができるとの意見があった。

調査項目については、重要度が低いと思わ

れる項目を削除し、経済問題等、重要と思われる項目を追加する等の必要があり、パイロットスタディに用いる調査票の準備段階で、ヒアリングを行うこと等が提案された。

調査員の備えるべき専門性と経験、1 面接当たりの調査員の人数：P 県では自殺予防対策に経験のある精神科医と保健師の 2 名体制、Q 病院では自殺予防対策に経験のある精神科医 1 名体制で調査を行っている。P 県では比較的円滑に調査が行われ、Q 病院では調査員となった精神科医から「面接者には相当レベル以上の技量が求められる」との意見があったことから、パイロットスタディにおいては、対象者に適切な配慮を行い、かつ調査員の負担を軽減するためにも、調査員 2 名体制による調査が望ましいとの意見で一致した。また、調査員 2 名の組み合わせとして、精神科医が保健師とチームを組んで面接を行うという提案がなされた。また、一連の調査および報告書のとりまとめまでの全過程に精神科医が携わることは現実的に困難であると考えられるので、保健師 2 名 1 組のペアで面接を行い、精神科医が後方支援に当たるという提案もなされた。パイロットスタディにおいては、調査員は 2 名体制として、職種については、調査実施地域の選択に委ねることが妥当との意見で一致した。

調査員のトレーニング：フィージビリティスタディにおいて、地域保健活動および自殺予防対策に何らかの経験のある者を対象に 3 日間の研修を行ったことは妥当であり、研修は 3 日以上が望ましいとの意見であった。また、パイロットスタディにおける調査員トレーニングでは、すでに調査の経験のある調査員の訪問面接にこれから調査を行う地域の調査員が同行すること、トレーニングにおいて遺族の協力を得て模擬面接を行うこと等の方向性

が提案された。

D. 考察

調査地域からの報告および専門家会議をもとにフィージビリティスタディの計画・実行・評価を行った結果から、心理学的剖検の手法を用いた自殺予防対策調査は実現可能であり、18 年度には、そのパイロットスタディに進むことができると考えられた。また、自殺予防対策調査の実施は、自殺の実態や要因の分析を社会的要因も含めて多角的に明らかにできるだけでなく、遺族ケア、NPO 団体の育成を含めて、自殺予防対策の地域への普及の契機にもなると考えられた。このため、すでに調査の実施できる環境にある都道府県等に限らず、調査を実施できる環境整備を促しながら、調査を実施する都道府県等を増やしていくことが必要と考えられた。

研究体制としては、フィージビリティスタディの経験をもとに、国立精神・神経センター内に専門家会議を設置し、調査実施地域との連携をもとに進めることが望ましいと考えられた。なお、調査データの管理・保管については、政府の自殺予防総合対策において自殺予防総合対策センターを設置することとされ、研究組織としても自殺実態分析室が設置される国立精神・神経センター精神保健研究所で行うことが望ましいと考えられた。

調査実施地域の報告、専門家会議の議論をもとに、パイロットスタディの方向性は次のとおり整理できると考えられた。

1) 調査実施地域

パイロットスタディは自殺予防対策調査の本格的な実施に向けての準備であるが、全国 10 箇所程度の都道府県等において、計 30 面接を実施することで、本格的な実施を可能にするための情報収集は可能である。

パイロットスタディを実施する都道府県等の募集においては、パイロットスタディの実施自体が遺族ケア、NPO 団体の育成を含めた自殺予防対策の普及にもつながることを十分に伝え、都道府県等がパイロットスタディの実施に積極性を示すことを前提に、精神保健福祉センターを軸に、保健所、市町村、遺族ケア NPO 団体等の共同を引き出すことが望ましい。また、パイロットスタディは、国際水準の疫学研究に向けた準備とする必要があり、可能な地域においては無作為抽出を実施することが望ましい。

2) 調査方法論

調査方法論については、フィージビリティスタディで用いた半構造化面接による調査票を改定して使用することが適切である。調査票の改訂については、フィージビリティスタディで明らかになった問題への対応のほか、遺族ケアの NPO 団体等のヒアリングを行い、わが国の自殺の実態に対応した調査になるようさらに配慮することが望まれる。また、北京自殺研究・予防センターによる心理学的剖検全国調査の調査票自体が改訂されるとの情報があることから、同センターと十分に連携をとる必要がある。

調査実施時期に関しては、調査実施地域における遺族ケアを含む調査実施体制と密接に関係することから、パイロットスタディの段階では「49 日以降、1 年以内の実施が望ましい」という記載に留めることが適切と考えられる。

3) 調査員とトレーニング

調査員に関しては、地域保健活動および自殺予防対策（特に遺族ケア）に経験を有する者を確保すること、面接調査は 2 名体制で行うことを前提として、3 日以上トレーニングを実施すべきと考えられる。また、パイロ

ットスタディの円滑な実施には、トレーニング自体に、地域保健活動に十分な経験を有する保健師の参加は欠かせないため、そのことを調査実施地域に周知する必要がある。実際の調査員トレーニングプログラムは、パイロットスタディの実施地域から提供される調査員候補の情報に応じて調整する必要があるが、必要に応じて、訪問面接への同行や、研修会に遺族を呼び、模擬面接を実施することも検討する必要がある。

4) 調査の名称

調査方法の名称については、パイロットスタディの実施過程において各方面から意見収集を行い、「心理学的剖検」「自殺予防対策調査」を含めて、長期の使用に耐える適切な名称を検討していくことが望ましい。

5) その他の課題

パイロットスタディに参加する都道府県等によっては、公務員が個人情報の扱う場合の規則等が決められている場合もあり、パイロットスタディにおいては個別の対応を行う必要が生じると考えられる。また、警察や医療機関の協力を得ることが必要な場合も考えられるが、パイロットスタディにおいて事例を積み上げていきながら、手続きの共通化を図ってことが望まれる。

また、パイロットスタディに続く自殺予防対策調査に関しては、研究として進めること、行政の事業として進めること等、その位置づけにいくつかの選択肢が考えられる。行政の事業とする場合、政府の自殺予防総合対策という喫緊の課題に対応するという即応性がある一方、個人情報行政に渡るといった懸念が調査協力者に生じる可能性がある。自殺予防総合対策調査の位置づけについては、パイロットスタディの中で早急に明らかにする必要がある。

E. 結論

心理学的剖検のフィージビリティスタディを専門家会議、現地調査という段階を経て実施し、自殺予防対策調査の実現可能性について評価するとともに、18年度に行うパイロットスタディのあり方を提案することを目的として本研究を行った。その結果、わが国において心理学的剖検の手法を用いた自殺予防対策調

査は実現可能であることが明らかとなり、また、18年度のパイロットスタディの方向性を明らかにすることができた。自殺予防対策調査の実施は、自殺の実態や要因の分析を社会的要因も含めて多角的に明らかにできるだけでなく、遺族ケア、NPO団体の育成を含めて、自殺予防対策の地域への普及の契機にもなると考えられた。

資料 1

資料 1

「自殺死亡に関連する要因の解明に関するフィージビリティスタディ」
研究計画書

<p>目的</p>	<p>本研究の目的は、1. わが国における心理学的剖検を用いた自殺死亡に関連する心理学的要因の解明のための研究方法を確立するため、フィージビリティスタディ（実現可能性調査）を実施し、調査の実施可能性、調査手順の円滑さ、調査票の改善点、解決すべき問題点を明らかにすること、2. 自殺により近親者等を亡くした者に対する心のケアのあり方を探ることである。</p>
<p>背景</p>	<p>わが国における自殺者数は、厚生労働省の人口動態統計（自殺死亡者数）によれば、平成10年に3万人を超えて以来、ほぼ同水準で推移しており、15年には過去最高の3万2,109人となった。特に、中高年男性の自殺が平成10年に急増したままで推移しており、平成17年7月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」がなされ、政府は平成17年12月26日「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめた。また、これに先だって総務省は「自殺予防に関する調査結果に基づく通知」において、既存の統計以外の自殺予防対策のための自殺の原因・背景の解明の必要性を指摘しており、「自殺予防に資するような、心理学的剖検などによる自殺の実態把握について、遺族等へのケア等の課題も考慮しつつ、具体的な方策を講ずること」を求めている。</p>
<p>対象</p>	<p>協力の得られた地域において、精神保健福祉センター等の専門機関による研究協力およびケアの可能な、以下の2つのグループそれぞれ約10名（予定）を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 原則として過去1年以内の自殺死亡者の遺族 2) 対照群（地域住民から無作為に抽出された生存住民および家族。可能なかぎり1）と性別、年齢を一致させる。）
<p>方法</p>	<p>1) 調査のフィージビリティに関する検討</p> <p>上記の対象者に対して調査の目的・方法を説明した上で同意の得られた者に対して、調査員（3日間の訓練を受けた精神科医と保健師）が自宅あるいは保健所等において2時間程度の面接調査を行う。面接調査では、まず当該者の死亡状況について自由な聞き取りを40分程度行い（対照群についてはこの部分は省略）、その後半構造化面接を実施する。面接は対象者の了解が得られた場合には録音する。対象者が答えたくない質問に対しては回答しなくてもいいこととする。面接調査により近親者の自殺というつらい思い出を想起し対象者が精神的に不安定になる可能性がある。これに対処するために調査員は自殺遺族への心のケアについて事前に講習を受けるとともに、必要な場合には医学的・心理学的なケアを提供できる場所</p>

	<p>に対象者を紹介できる体制をととのえる。調査協力の謝礼として図書券 3,000 円を渡す。</p> <p>2) 調査票への回答の信頼性の分析</p> <p>①異なる調査員が録音された面接記録を聞き、半構造化面接により評定を行う。評定を調査員間で比較することで評価者間信頼性を予備的に検討する。②一般住民本人の回答と遺族の回答を比較し、面接法の妥当性を予備的に検討する。</p> <p>3) 調査結果およびプロセスの分析</p> <p>調査実施後に調査員から聞きとり調査を行い、①調査方法論の適切さ、②面接者の訓練の十分さ、③自殺死亡に関する症例-対照研究を実施することの問題点の有無、④対象者の精神的・心理的ケアが適切に行われたか、等についてその実施状況、問題点を評価し、本調査の参考とする。</p>
--	--

期待される研究成果	<p>本研究は、わが国において実施が困難とされてきた心理学的剖検の実施方法を明らかにすることにより、自殺予防に直結した自殺の実態分析に道を開き、政府全体としての対策の効果的推進に貢献するものである。本研究の成果をもとに 18 年度にパイロットスタディが実施されれば、わが国における心理学的剖検を確立することができる。</p> <p>また、本研究は、平成18年度に国立精神・神経センターに設置予定となっている自殺予防総合対策センター（仮称）の活動基盤整備に寄与していく、社会的意義の大きい研究である。</p>
-----------	---

被験者への結果説明とプライバシーの保護	<p>半構造化面接票への記録および録音は個人同定可能な部分とそれ以外とに分けた上で、精神保健研究所精神保健計画部の鍵のかかる部屋のロッカーに保管し、本研究の終了後速やかに破棄する。個人が同定されるデータベースおよび面接票のアクセスに関しては、申請者（竹島）のみに制限する。個人の同定が不能とされた電子化されたデータおよび録音記録は精神保健研究所で分析される他、分担研究者（岡山大学 川上憲人）にも送付され解析される。</p> <p>本研究は心理学的剖検の実施可能性を明らかにするために行うものであり、被験者に調査結果を説明する予定はない。結果の公表は、個人を同定できない形で行う。本研究は、「疫学研究に関する倫理指針」に準拠して行う。</p>
---------------------	---

研究費用	<p>平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）「自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究」（主任研究者 北井暁子）</p>
------	---

<p>用語の解説</p>	<p>自殺の心理学的剖検：自殺の個別詳細調査。故人をよく知っている人に面接し、自殺に至った動機（精神障害の有無、診断、環境因、性格特徴等）、故人が生前に置かれていた状況等をもとに、自殺に至る経過と社会心理的要因を明らかにすることによって、自殺予防につなげていく。</p> <p>フイージビリティスタディ：実現可能性を探る予備調査</p> <p>遺族ケア：ここでは心理学的剖検を実施したために、遺族等の心の傷を深めてしまうことの無いよう、むしろ、心の傷を癒す役割を果たすための諸活動をいう。</p> <p>半構造化面接：質問することをおお程度決めて実施する面接調査法。面接者は状況に応じた質問を行うことができる。</p>
--------------	---

※遺伝子解析研究等、検体を保存する場合には保存する場所、期間、他施設使用の有無等の管理体制を厳格にすること。

資料 2

「自殺死亡の要因解明のための研究」同意書

国立精神・神経センター 総長 殿

わたし (氏名) _____ (生年月日) _____年____月____日生
(住所) _____は、「自殺死亡の要因解明のための研究」について、説明者 _____から、説明文書にもとづき下記の説明を受け、理解しましたので、本研究の面接調査に協力することに同意します。

記

1 研究目的

本調査は、自殺予防に成果をおさめてきた国々で実施されてきた「自殺死亡の要因解明のための研究」を、わが国に適した方法で実施するために行うものです。

2 研究内容

調査は対面による面接法（聞き取り調査）で実施します。

3 研究方法

- はじめに、自由な聞き取りによる面接を行います。
- その後に、質問項目が決められた面接を行います。
- 面接時間は約2時間を予定しています。

4 危険性ならびに副作用等

ありません（面接中にご気分が悪くなられた場合には、スタッフが速やかに対応いたします）。

5 費用

ご協力いただく方の費用負担はありません。

6 研究結果の使われ方

調査の分析結果は学術的な形で報告します。この際、個人情報とは完全に切り離して結果を提示します。

7 研究結果の通知

通知しません。

8 プライバシーの保護

調査はすべて独自のIDを使用するため、対象者の名前などのプライバシーはすべて守られます。

9 研究に参加しないことによる不利益

- 本研究に参加することに同意しても、それはいつでも撤回できます。
- 研究に参加しなくても、また、同意を撤回しても、いかなる不利益も受けません。

同意年月日 平成_____年____月____日

署名 (本人) _____ 印 (以下、自署であれば印は不要)
本人が未成年者の場合
(保護者氏名) _____ 印 (続柄 _____)

私は、上記 _____様に、本研究の説明文書にもとづき説明を行い、疑問に答えた上で被験者となることの同意を得ました。

説明年月日 平成_____年____月____日
(説明者氏名) _____ 印

同意撤回書

国立精神・神経センター 総長 殿

わたし_____は、_____年_____月_____日「自殺予防の要因解明のための研究」について同意しましたが、その同意を撤回することにしました。

住 所 _____

電話番号 ()

署 名 (本 人) _____ 印

_____年_____月_____日

* 同意の撤回は原則として同意書に署名した人が行います。

* 送付先

〒187-8553

東京都小平市小川東町 4-1-1 国立精神・神経センター精神保健研究所
精神保健計画部 竹島 正

「自殺死亡の要因解明のための研究」にご協力をいただき皆様へ

—協力のご依頼—

わが国における自殺者数は平成10年に3万人以上に急増して以来、いまだに減少の兆しが見えません。諸外国では、国をあげて自殺死亡の要因解明を行い、その結果をもとに予防対策を講じることで、成果をおさめています。

本研究は、自殺予防に成果をおさめてきた国々で実施されてきた「自殺死亡の要因解明のための研究」をわが国に適した方法で実施するために行うものです。

本研究の成果は、わが国の自殺予防対策に大いに貢献できるものと考えています。本研究の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

■目的

本調査は、自殺予防に成果をおさめてきた国々で実施されてきた「自殺死亡の要因解明のための研究」を、わが国に適した方法で実施するために行います。

■調査方法

調査は対面による面接法（聞き取り調査）です。面接は自由な聞き取りと、質問項目が決められた面接の2通りで行います。面接時間は約2時間を予定しています。答えたくない質問に対しては、回答をいただかなくてもけっこうです。また、面接中にご気分が悪くなられた場合には、スタッフが速やかに対応いたします。

■プライバシーの保護

調査では独自のIDを使用し、患者さまの名前などのプライバシーが外部に漏れることは一切ありません。また、調査員があなたの面接結果を、ほかの方に話したりすることは決してありません。面接調査の分析結果は学術的な形で報告する予定ですが、その際には、個人を特定できる情報は完全に切り離して提示します。

■分析結果の提示

個人を特定できる情報を完全に切り離して研究を進めるため、ご協力いただいた皆様に個人の結果をお返しすることはできません。

■研究に参加しないことによる不利益

研究への参加はご協力いただく方々の自由意志によるものであり、研究に協力しなくても、また、同意を撤回しても、いかなる不利益も受けません。また、本研究に協力することに同意しても、いつでも撤回できます。また、面接費用は一切かかりません。

■謝礼

調査にご協力いただいた謝礼として、些少ではございますが、謝品と往復の交通費をお渡しいたします。

平成18年度厚生労働科学研究費補助金

（こころの健康科学研究事業）

「自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究」

本研究の実施責任者

〒187-8553 東京都小平市小川東町4-1-1

国立精神・神経センター精神保健研究所 精神保健計画部

竹島 正

電話 042-341-2712（内線）6209

FAX 042-346-1950

自殺死亡に関連する要因の解明に関する フィージビリティスタディ

面接マニュアル

国立精神・神経センター精神保健研究所
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科

2006年2月8日

はじめに

この面接票およびマニュアルは、平成17年度厚生労働科学研究こころの健康科学研究事業「自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究」(主任研究者 北井暁子)の分担研究の一環として作成されました。開発にあたったスタッフは以下の通りです。

責任者
川上憲人 (岡山大学大学院医歯薬学総合研究科・教授)

スタッフ：
井上 快 (東京大学大学院医学研究科精神保健学分野・院生) …X、XI章担当
近藤恭子 (岡山大学大学院医歯薬学総合研究科・客員研究員) …XI、J、K章担当
鍋木毅治 (岡山大学大学院医歯薬学総合研究科・院生) …VI、XII、XIII章担当
高崎洋介 (岡山大学大学院医歯薬学総合研究科・院生) …V、VIII、IX章担当
土屋政雄 (岡山大学大学院医歯薬学総合研究科・院生) …IV章担当
廣川空美 (岡山大学大学院医歯薬学総合研究科・助手) …IV章担当

この面接票およびマニュアルは、北京自殺研究・予防センター(Beijing Suicide Research & Prevention Center, 北京心理危機研究干預中心)が実施した自殺の心理学的剖検全国調査(症例・対照研究)の調査票を同センターの Michael Phillips 博士(執行責任者)から提供していただき、これをもとにわが国でのフィージビリティスタディに合うように改変したものです。面接票は以下のように14の章(または部)から構成されています。

- I ご本人に関する情報
- II 死亡診断書の資料
- III 調査の導入部分
- IV 自由な話し合いでの質問事項
- V 死亡の状況
- VI 生活歴
- VII 生活出来事
- VIII 生活の質
- IX 身体の病気の治療状況
- X 10歳未満の場合の心の健康問題
- XI I 心の健康問題
- XI I : J [精神問題の援助要請過程]
- XI I : K [精神障害の診断および把握度]
- XII 家族構成
- XIII 事故発生前の家庭状況
- XIV 調査員が面接終了後に記入する項目

また面接票には、対応する「回答者用小冊子」が作成されています。これは面接の中で回答者に回答いただく際の補助として使用します。

自殺死亡に関連する要因の解明に関する

フィージビリティスタディ：面接マニユアル

本手引は「自殺死亡に関連する要因の解明に関するフィージビリティスタディ」面接票の使用のためのものです。調査員は記入方法をよく理解し、面接時間が長くなり過ぎないようにしましょう。本手引は2つの部分に分けられ、第1部は記入方法、およびたぶん遭遇するであろう状況を説明し、第2部では項目の定義と評定方法を説明しています。簡単な定義はできる限り相応の面接票の項目の下につけています。

第1部 記入方法および回答者との関係づくり

【1】調査の目的と対象

1. 調査の目的

本調査の目的は、2つあります。

1つは、自殺を含む事故死亡に関連する社会心理的要因を明らかにすることです。もう1つは、自殺や突然の事故で近親を亡くした者に対する心のケアのあり方を探ることです。

平成17年度に実施されるフィージビリティスタディでは、調査の実施可能性、調査方法論の適切さを検討するために、特定の地域において少数の調査を実施します。平成18年度以降、全国でこの調査を実施するための準備が進む予定です。

2. 調査の対象

本調査は、下記の2種類の回答者に対して実施します。

- 1) 自殺者の家族・知人
- 2) 一般住民対照者（一般住民から抽出された生存者）の家族・知人

面接票およびマニユアルでは自殺者ならびに対照者を「対象者」または「ご本人」と呼んでいます。また面接を実際に行う本人の家族・知人のことを「回答者」と表現しています。

面接票は「死亡者の家族・知人用」と、「一般住民の家族・知人用」の2種類があります。また「回答者用小冊子」も同様に回答者によって2種類があります。回答者によって使いわけてください。

このフィージビリティスタディでは、自殺者についてはすでに精神保健福祉センターや保健所などで把握されているケースの家族・知人に依頼することとします。一般住民対照者は、地域保健のボランティアなどの参加者から自殺者と性別が一致、年齢が近い者を選びます。

いずれの場合でも死亡者または一般住民とできる限り近い家族1名に調査を行います。家族がいない場合には本人を最もよく知っていた知人を選び調査を行います。回答者の選択の優先順位は、最親近者（配偶者、両親、子供）、次に接触時間の長い同居家族、親しい友人の順です。本人の自殺について知らない者もいる可能性があるもので注意しましょう。最近親者に調査を依頼して辞退された場合には、その最近親者に次に接触してもいい者を紹介してもらおうとよいと思われれます。最近親者が、誰が回答者になったとしても調査自体を拒否する場合には調査はあきらめられます。

3. 調査の方法

調査は対面による面接法（聞き取り調査）で実施します。面接は自由な聞き取りと、質問項目が決められた半構造化面接の2つの部分にわかれています。最初に自由な聞き取りを約40分

間行い、その後半構造化面接を実施します。できるだけ面接は2時間程度で終わるようにしてください。

調査は原則として1名の回答者に質問をする形式で実施されますが、回答者が希望すれば調査に回答者以外の者が同席することはかまいません。同席者が発言したり、意見を述べることがはかまいませんが、その場合でも本来選ばれた回答者の回答を重視して調査を実施するようにします。同席者がしゃべりすぎることや調査の実施が困難な場合には、同席者に発言を抑えるように丁寧にお願いいたします。

調査は、精神科医と保健師がペアになって実施します。面接票およびマニユアルでは「調査員」と表現しています。

4. 留意点

調査の目的、方法、重要性を説明した上で、同意の得られた回答者へのみ調査を実施します。死因に関する死亡小報の記載と、ご遺族の理解が異なることもまれではないと思われれます。調査員とご遺族との間で死因に関する認識が異なる場合、ご遺族の認識している死因を尊重して面接を進めます。

調査時期は、自殺死亡者、自殺以外の事故死亡者の場合には、死亡後3～6ヶ月の間を原則とします。事情がある場合でも、死亡後12ヶ月までには必ず調査を実施してください。死亡後3ヶ月より早い調査は選けた方がいいでしょう。

5. ご遺族の気持ちへの配慮

ご遺族は、本人の自殺から時間が経過しても、なお強い感情に圧倒されている場合があります。調査にあたっては、この点に配慮することが重要です。本調査ではこのために以下のような工夫を実施することとしています。

- 1) 調査員のうち1人は、自殺者の遺族への関わりに関する経験のある者とする。
- 2) 自殺者の遺族の心理的サポートについての解説と、相談先の情報が掲載されたパンフレットを調査開始時に手渡す。
- 3) 「自由な話し合い」では、調査員がよい聞き手になることを意識する。
- 4) 調査をボジティブな経験として締めくくる工夫をする。
- 5) 回答者に感情的な混乱などがみられた場合には、調査を中断し、「大丈夫ですか」など相手を配慮し、必要に応じて相談先を紹介する。
- 6) 調査後に、地域の保健師等による家庭訪問や電話連絡などのフォローアップを行う。

6. 対照者の面接

対照者（地域住民から抽出された生存者）の家族・知人に対する調査にあたっては、以下の点に留意してください。

- 1) 対照者本人が調査に同席しないこと。
- 2) 対照者は生存している中で、死亡経過に関する自由な聞き取りは行わない。また死因や死亡状況に関する半構造化面接の関連する部分も調査しない。

【2】回答者との連絡方法

回答者との連絡方法と連絡担当者を選ぶかが、調査が順調に展開されるかのキーポイントとなります。回答者と比較的近しく、かつ調査を理解し援助している人を選ぶことができれば最適です。例えば市町村担当保健師などがこれにあてはまると良いでしょう。連絡担当がもともと調査に機能的であれば、その態度が回答者に影響し、面接が難しくなるでしょう。また、連絡担当が回答者に連絡するのが便利のように、調査員は連絡担当者のために行政機関（保健所や精神保健福祉センター）または調査責任者（精神保健研究所）の紹介状を提出し、かつ調査目標をはっきりと説明し、誤解を少なくする必要があります。回答者と連絡する時、最初に回答者と接触する最良の方法は直接会うことです。電話で調査の詳細を説明することは、かえって誤解を生み、しばしば回答者に警戒心を与え、あるいは拒絶される可能性が高くなります。調査員

が回答者と接触していれば、直接会い、交流することにより、調査を受け入れられるのを好まない、あるいは拒絶する回答者の気持ちを変え、交流することもできるでしょう。

【3】調査員の役割分担

原則として、各回の訪問には2人以上の調査員が参加するのがよく、原則として1人は地域の保健師で、もう1人は精神科医とします。調査は大体2段階に分けられ、それらはオーブン式面接票（自由な話し合い）と半構造化面接部分です。原則的には、心の健康問題関係の部分（第AおよびX1部分）は精神科の医師が主となって実施し、保健師が協力者となります。残りの部分は逆に保健師が主となって実施し、精神科の医師が補助します。ただし、必要に応じて役割を交換することができます。

中心となる調査員の任務：

- (1) 友好的な雰囲気をつくる
- (2) 回答者が自分の考えを話す機会を与える
- (3) 自由な話し合いでは、調査員は回答者が9つの質問からあまり離れないようにし、話し合い時間はできるだけ40分以内に終了する
- (4) 半構造化面接では、調査員が質問し、その場で記入する
- (5) 生活出来事等の質問では、調査員は小冊子を回答者に配付します。配布の際、調査員は表の内容とそれらの質問についての回答の方法（回答者は表に記入してはならず、表中の内容を話し合った後、調査員はこれらの表を回収して次回に使用する）を説明します。

協力者となる調査員の任務：

- (1) 調査員が調査目的を説明して回答者の特徴を理解している時、協力者は面接票中の第三部分にある回答者関係の資料に記入する
- (2) テープレコーダーを管理し、よい録音状態を保つ
- (3) もしある回答者が尻方を話していないのに気づけば、話すように促してもよい
- (4) 半構造化面接部分では、協力者は調査員が最も信頼できる回答を選ぶのに協力する。もしも回答者にまだ話していない見方または資料があるようならば、その問題への補充説明を求めらる
- (5) 調査員に協力し、回答者が質問に注意を集中するようにし、もし回答者がその問題を離れたら、丁寧に指摘する
- (6) 協力者がある回答が信頼できない、あるいは調査員と評価が異なるとすればそれを記録し、面接終了後に調査員同席で討論してから評価を決定する。[注：正確な回答を得るため、協力者は質問の補充をすることができ、調査員と回答者との話し合いに干渉することや、面接の雰囲気を壊すことは避けなければならない。また、二人の調査員が順番に質問することも避けること]

【4】調査目的の説明と調査場所の手配

まず、家族の中から、適切な回答者を見つけます。適切な回答者は、ご本人のことを一番良く知っている家族です。ご家族や連絡担当者にたずねて、最も適切な回答者を選ぶようにします。面接に出席する者は、本人の配偶者とその息子のよう複数でもかまいませんが、主たる回答者を決めるようにします。

調査員と回答者が初めて会う時は、まず簡単な自己紹介をし、自分が何をしたいのか、自分はどういう者なのかをはっきりと話すことで、信用を得ます。調査目的の説明は重要です。説明が十分でなければ、回答者は途中で拒絶し、調査員の努力がむだになります。説明した後は、調査の環境を整えます。できるだけ静かな環境を確保することが重要です。調査中に人の往来や雑音が多すぎれば、調査を順調に進めることは難しくなります。回答者と調査員の位置関係を適切に手配し、回答者の注意がそがれてしまうことを避けます。近すぎても遠すぎてもよくなく、最良はある角度を持たせ、回答者に視線を移す余地を与え、真正面で対面しないように手配します。そうでないと回答者は尋問されているように感じ、不愉快に感じるかもしれません。

ん。

調査場所は、自宅を原則としますが、回答者の希望があれば自宅以外に精神保健福祉センターや保健所などの一室を利用してかまいません。

調査員はテープレコーダーの手配をします。なぜ録音するかを簡単に説明し、かつ回答者の同意を得ます。調査員は抽象的あるいは特定の回って回った言い方はしないこと。そうしなければ、回答者の猜疑心を高めてしまうこととなります。当然、回答者に完全に拒絶されれば無理強いせず、さらには騙してひそかに録音してはなりません。それは回答者の意思を尊重しないことになるからです。テープレコーダーの使用については、回答者に次のように説明します。

私たちはあなたのお考え方を知りたいのですが、私たちの筆記記録の速度はあなたのお話の速度に追いつきませんので、話し合いの一部を録音させていただきます。

【5】回答者に対する調査員の態度

調査を順調に進め、回答者にできるだけ協力してもらうため、「言葉を交わす」雰囲気をよくすることはとても重要であり、「問いつめられる」ような感じにしてはなりません。調査員は質問を適切にすることが、正確な結果と信頼できる回答をもたらすことを十分に認識しなければなりません。繰り返して説明しても回答者がなお調査員の質問が理解できない場合、これは調査員自身に責任があることを認識し、穏やかに礼儀正しく、最も簡単な言葉ですらに説明しましょう。例えば「すみません。うまく説明できていないかもしれませんが、もう一度説明させていただきます。わからない時にはその都度聞いてくださって結構です」のようにしましょう。回答者を責めるようなことは決してしてはいけません。調査の雰囲気を台無しにするからです。

回答者に同情、関心、理解を寄せることが大事です。こうすることで、回答者と良好な感情関係を築くことができ、回答者はあなたを信用し、あなたに内心を打ち明けられるようになります。協力レベルが高まります。調査の過程で調査員は中立の立場に立ち、回答者の回答には反対も賛成も表明しないようにします。通常は「なるほど、あなたはこれのように思っているのですね」のような中立の言葉で返事をします。回答者の回答がでたらめを言ったり、笑いだしたりしても、否定はせず、疑うような言動もならないこと。そうでなければ調査の雰囲気が壊れます。調査員は面接中、注意して誠実な態度を保ち、回答者がでたらめを言ったり、笑いだしたりしても、調査員は平静を保つようにしましょう。つられて笑ったりすることで回答者が傷つくこともありません。また回答者が調査開始時にあまりまじめでなく、好奇心で面白がった態度であっても、調査員が真剣な態度であれば、回答者も真剣に調査を受けようとする態度に変わる可能性があります。

面接では回答者の話を注意深く聞き、回答者の意見を尊重しながら、重要な情報を聞き漏らさないようにします。もしも回答者がくどくどと話す場合、調査員は死亡者の話題を私たちが必要とするテーマに巧みに持ってゆくと。我慢できないような態度、あるいは無理やり中断するといった、調査の雰囲気を損なうことはほしくないこと。また、調査員によっては感情反応が過敏であり、泣く、過度の自責感、激怒などがある。この場合、調査員は放っておくようなことはせず、回答者の感情表現を直ちに中断したり話題を替えたりもしないこと。回答者に感情を吐き出す時間を与え、回答者が平静になつてから再び話題を続けます。

【6】質問方法が偏見をもたらしつつあることを避ける

調査員は暗示的な言葉で質問しないこと。例えば「あなたは妻を殴ったことではないのですか」

とは問わずに、「あなたは妻を殴ったことがありますか」と問う。同様に、調査員は自分の主観でどう記入するかを決めてはならない。直接尋ねて回答者の見方をばつきりと理解した上で、回答者の回答に基づいて記入し、回答者の見方を「推測」するようになること。敏感な話題でも、調査員がそれを普通のことのように話すことで、回答者も比較的容易に受け入れることができます。「自殺」という言葉は、調査員はできるだけ使用を避け、回答者自身がこの言葉を使った後にだけ、調査員も使うことができます。一般的には「突然の事故」という言葉が比較的よいでしょう。

この調査の最大の目的は、自殺者と生存者とを比較することです。半構造化面接部分では、調査員が自殺者の家族とその他の原因による死亡者の家族に、異なる方法で質問することは絶対にやってはなりません。もしある質問をするのに、自殺のケースではうんと詳しく質問するの、他のケースでは大まかにしか質問しないのであれば、大きな誤り（バイアス）を引き起こし得ます。回答者ごとに質問する方法が異なれば、自殺とその他の原因による死亡との違いが見られたとしても、実際にある違いなのか、あるいは質問方法が異なることで違いが出たのかを、最後に判断するのが難しくなります。

【7】半構造化面接における記録の方法

半構造化面接部分では、大きく分けると2つの記録方法があります。

- 1) ○をつける。
- 2) 空欄を埋める。

(0=はい；1=はい) や (0；1；2；9) などのように選択肢が用意されている場合には「いくつでも○」と書いておられず、あてはまる番号全てに○をつけてください。また多肢選択型の場合には「いくつでも○」と書いておられますので、あてはまる番号全てに○をつけてください。

記入用の空欄が用意されている場合には、空欄を埋めてください。第1部の第8項の場合、死亡日が1996年3月15日であれば、“1 9 9 6 年 0 3 月 1 5 日” または “1 9 9 6 年 0 3 月 1 5 日” と記入してください。家族は治療に500円を費やしたのならば、“_ _ _ 5 0 0 円” と記入すること。

【8】西暦の使用

年月日の記録には、西暦を使用してください。

【9】“9”と“0”の使用

ある項目に“9”を記入すれば満たされれば、その項目に関する情報は全く不明で、記入できないことを意味しています。また、“0”を記入すれば、その項目は完全に否定されるか、あるいは関係する現象がなかったことを意味しています。ある回答者が、その項目に関して、確かな情報を提供できず、調査員も推測できない場合、対応する項目の空欄には“9”を記入し、“0”を記入してはなりません。

【10】情報が不確かな場合

確かな数字の資料が必要な項目（期間の長さ、発生の年月など）で、回答者が確かな情報を提供できないならば、調査員は大体の数字を推測して記入すること。何の情報も全くない場合のほかに、安易に“9”を記入しないこと。例えば第7部分の第9(a)（最初の自殺行為があった年月）では、調査員は、発生したのがどの季節か、上半期か下半期か、どんな祝日の近くか等、

大体を知ることができるかもしれませんが、この大体の範囲内で、中間の数字（上半期であれば“0 3 月”または“0 4 月”、下半期であれば“0 9 月”または“1 0 月”）を記入し、もし発生年月がわかっていても月が推測できなければ、“0 1 月”と記入します。この基本原則は類似の項目にも適用されます。

【11】推測期間の長さ

ある項目では、ある出来事の期間について月数または年数を記入することが要求されます。回答は1カ月（または1年）単位とは限りませんが、記入では整数のみ、つまり最も近い整数を用います。回答者はしばしば正確に思い出せないかもしれませんが、この場合は調査員が数字を推測して記入してください。一般的には、月数を記入する項目で、期間が2週間以上1カ月未満であれば“1 月”と記入し、期間が2週間未満であれば“0 月”と記入します。年数を記入する項目で、期間が半年未満であれば“0 年”と記入し、半年以上1年未満であれば“1 年”と記入します。

注意：短期間に発生した生活出来事の持続期間については別の方法で推測します。第Ⅷ部分の生活出来事表の個別の説明を参照してください。

【12】回答の選択

本面接票のほとんどの項目には複数の選択肢があり、調査員は回答者が提供する情報に基づき、最適な回答を選んで○をつけます。項目によっては幾つかの回答を選ぶことができ、例えば第V部分の死亡状況では、第5(a)（“誰が現場にいましたか”）では3つの回答を選ぶことができます。ある項目では回答中に“その他()”があり、もしもこれを選択すれば、調査員は空欄に回答者が述べた具体的なことがらを簡単に記述します。

【13】回答選択肢が並びにくい状況

この面接票では回答選択肢が選択しにくい状況にしばしば遭遇します。調査員は最も近い回答選択肢を記入してください。また項目のわきにこの状況を簡単に記述し、後に検討する時の参考としてください。

【14】方言の使用

回答者が面接票の質問を理解できない場合があります。このような状況では、調査員は面接票の質問をした後に、その地方の方言で補充説明をするのもかまいません。まずは規定どおりの方法で質問することが重要であり、勝手に調査員自身の理解に沿って面接票上の質問をしないこと。面接票のある項目は専門用語を使用しており、回答者が理解できなければ別の言葉（つまり現地の日常用語）を用いてもかまいません。

第2部 個々の項目の説明と記入方法

表紙

死亡者の家族・知人に調査する場合には「死亡者のご家族・知人用」と書かれている面接票を、一般住民対照者の家族・知人に調査する場合には「一般住民対照者のご家族・知人用」と書かれている面接票を使用してください。

表紙には、調査地域（青森県等）と調査番号（通し番号などこの事例を特定できる数字）を記入します。

I・II 本人の情報と死亡診断書

ID番号には特定の7桁のコードを付けます。前の3桁は地域（調査事務局からコードが指定される予定です）を表し、後ろの3桁は調査の通し番号（"X X X 0 0 1", "X X X 0 0 2" ...）です。

本人の情報と死亡診断書はともに調査地域の保健所にある資料が基になります。調査する対象を決めたら、管理者は第I、II部にも記入し、調査員（精神医師と保健師）に連絡して調査を行います。

III 回答者への説明と情報の記録

自己紹介と調査の説明

調査員はまず自己紹介をします。次に、調査員は回答者に持参した研究内容の説明書を渡す。以下を参考にして、調査の目的、調査の方法、調査内容の守秘について回答者に伝えます。

（以下は、死亡者の家族・知人用の説明サンブルです）

- 日本では1998年以来自殺が増加しており、大きな社会問題として認識されています。毎年少なくとも自殺で3万人が死亡しています。
- 自殺は本人だけでなく、家族や社会にも大きな影響を与えます。
- 自殺の原因はまだ十分に明らかになっていません。有効な予防対策を講じるため、自殺に関連する要因を把握する必要があります。
- この問題を明らかにするため、国立精神・神経センター精神保健研究所では、全国で自殺に関連する要因についての調査を計画しています。今回は、今後全国で調査を実施するための予備調査を行っています。
- このために自殺で亡くなった方のご家族または知人の方を訪問させていただきます。調査は聞き取り調査の形式で行われ、だいたい1時間から2時間かかります。ご本人が亡くなったご様子と、これについてのあなたのお考えやお気持ちをうかがいたいと思います。
- お話になった内容については、東京にある国立精神・神経センター精神保健研究所に集め

られ、集計されます。ご本人やあなたのお名前が外に出ることはありません。

お答えになりたくない質問があれば、そうおっしゃってください。その質問はとびします。

また、いったん研究に参加されるとお決めになった後でも、いつでも撤回することができます。

同意書の取得

説明後、少し間を置き、調査対象者から質問がないか、あるいは調査員に要望がないかを確認します。「調査への参加に同意いただけたら、この同意書に必要事項をご記入ください」

同意書に必要事項を記入してもらう。記入事項にもれがないかどうか確認する。同意書によっては、理解した項目にチェックをつけるようになっているので、これにも注意する。

（死亡者の家族・知人の場合）

遺族向けパンフレットの提供

自殺者の遺族向けパンフレットを渡し、調査中に必要があれば遺族としての気持ちや感情にも対応する用意があることを伝える。

「また、こちらは自殺でご家族や知人を亡くされた方にお配りしているパンフレットです。調査が終わった後にもご覧いただければと思います。なお、ご自身のお気持ちを話しになることで、精神的に楽になることもあります。質問以外のことでも何かあればどうぞお聞かせください。」

調査員が質問する：

まずあなた（回答者）ご自身について教えてください。

1. お名前を教えてください。
2. （性別について質問せずに記録）（1=男性 2=女性）
3. 何歳ですか。
4. 生年月日はいつですか
5. あなたとご本人とのご関係は？
ご本人との関係のコードに○をつける：（もしも調査対象者が友人であり、そのうえ同様、上司であれば、友人を選択する。即ち、ご本人と最も近い関係を選択する）

05=継父	10=父親	14=姉	18=配偶者	20=恋人	24=隣人
06=継母	11=母親	15=妹	19=その他の親族	21=友人	25=医療関係者
07=配偶者の父親	12=兄	16=息子	22=同様/同級生	26=警察	
08=配偶者の母親	13=弟	17=娘	23=上司/教師	28=その他	

自由な面接では回答者の感情が表出されやすくなります。回答者が泣く、怒り出すなどの感情表出があった場合には、感情の表出を止めず、しばらく時間を置き、落ち着いた頃を見計らい、「大丈夫ですか？面接を続けてもいいですか？」などと聞き、同意が得られたら質問を続けるなど、回答者の状態に配慮した対応をしてください。

回答者からこの事をすでに調査員は知っているはずだと言われた場合には、「私たちは、この質問についてあなたのあなたのお考えを知りたいのです」などと回答し、回答者の意見に価値があることを強調してください。

自由な面接の技術

このような話し合いではある種の技巧が必要です。キーポイントは、回答者が上述の7つの質問について自由に話すことです。もしも調査員がこの7つの質問の目的をよく把握していれば順番どおりに質問する必要はなく、回答者の話に合わせて進めてもいいのです。

自由な話し合いによる面接は定性的な調査です。このような面接は定量的な調査と大きく異なります。面接では話し合いの要綱があるだけで、その要綱で必要とする情報を得るためには、調査員の面接技巧によつて、理解したい情報を回答者に話してもらおうようにしなければなりません。自由な話し合いによる面接は調査員が一つずつ質問して、回答者が一つずつ答えるような簡単な方法ではないことを、調査員が必ずよく把握しておかなければなりません。自由面接の技巧を幾つかを紹介します。

① 自由面接では、調査員と各回答者が良好な感情の交流を保つことが最も重要です。良好な感情の交流によつて回答者は尊重されていると感じ、調査員との良好な協力関係を築くことができます。面接で感情の交流を高めるちよつとした技巧には、うなずく、回答者の一部の言葉を反復する、目を見る、穏やかで温かな語調などがあり、どれも簡単に効き目があります。

② 回答者のどの回答にも、友好的で中立の態度を保ち、賛同する、気に入る、反対する、蔑視する、あるいは信じ難いような感情は示さないことです。回答者が笑っても、調査員はこの雰囲気に着き込まれてはならず、回答者が悲しむ、苦しむ、苦痛の感情を示した場合、調査員は感情の吐露を止め、「泣かないで」と言うことはもちろん、気ままに話題を変えることもしてはならない)はなりません。もしそのようなことをすれば、回答者の感情を否定したことになり、回答者はその後、話し合いの中で内心を明かしたがりなくなります。回答者が感情を吐露することは心理的に良い影響を与え、感情の交流をさらに進めることもできます。(例えば、死者の死亡が家庭のメンバーにどのような影響を与えているのかを聞く時に、回答者が悲しんだりするのを見て、調査員がその質問をスキップするのは適切ではありません。)

③ お互いの配慮を考慮することも重要で、特に距離を適切にすることです。目での交流は、感情の交流につながります。

④ 回答者が本当に自由に話せるようにする。回答者にはどのような質問に答えるかを考える十分な時間を与えることです。続けざまに質問し、回答者が圧力や緊張感を感じさせてはなりません。

⑤ 回答者の話が簡単すぎる場合、調査員はオープン式の質問で、回答者により詳しく説明してもらおうようにします。「オープン式質問とクローズ式質問は正反対で、クローズ式質問には簡単に離れない回答(「子供は何人いますか」など)があるのに、オープン式質問は回答者に考え方を話してもらおうのであり、簡単に明確な回答(「子供は何人かよいか」と思いませんか)

など)はない]調査員は適切な質問を加えてみて、回答者が本当に自由に考え、自分の見方を話してもらおうようにし、全面的に整った回答を得るようにする。

⑥ もしも回答者の話がテーマから離れたら、話が長すぎたりした場合、礼儀正しく中断し、肝心な問題に戻ってもらうようにしてください。この自由な話し合いの時間は20~30分とします。回答者が一つの質問に多くの時間を費やした場合、調査員はまだ話していない質問をすすめるようにし、すべての質問の回答を得るようにするということです。

⑦ 回答者が敏感だと感じた話題については一時的に後回しにし、回答者がリラックスした時に再び質問するようになります。

⑧ 面接の中で、回答者がある質問を回避した場合、誘導的な質問で必要な情報を話してもらうこともできます。例えば、死亡過程の質問で、回答者が「当時はその場になかったから状況がわからない。」と答えたら、調査員は「当時はどこにいましたか。」「聞いた話、または知っている事をできるだけ具体的に話してもらえませんか。」「あるいは、「この案件はどのようなにして知りましたか。」などと引き続いて聞くことです。

⑨ 面接で2人以上の回答者がいれば、各人が各質問に対する各自の見方を話すように仕向け、回答者がお互いに各自の見方を交流させるようにしてください。回答者が同時に話したり、各自が互いに話したりしたら、調査員は皆が一人の話に集中するように仕向けます。各回答者と一定の感情の交流をすすめるようにし、ある人の話が多く、別の人が話をしていないれば、その人にも話してもらおうようにします。もしも調査員が話した人の話ばかり聞いて、その他の人の見方を聞くのをおろそかにしたら、その他の人は冷遇を感じ、集中しなくなったりその場を離れたりすることもあります。

⑩ 面接の中で回答者が「あなたたちはもうこの事を知っているはずだが。」と言った場合、調査員は礼儀正しく「私たちはこの質問についてのあなたの見方を知りたいのです。」と答えるのもよいでしょう。回答者の意見が重視され、価値があるのだという認識を与えるようにしてください。

V 死亡の状況

第2段階の調査(第V~第XV部)は選択肢式の質問方法で行う。自由な話し合いで回答者はすでに死亡の状況に詳しく話している。したがって調査員はすでに得られた情報を重複して質問する必要はなく、まだ得られていない情報の項目を補充するだけでよい。ある項目で足りず足りないものは空白のままにし、その横に疑問符(?)を加えておく。終了後もおお入できない部分があれば、2回目の面接でそれらの情報を得るようにする。

1(a-h). この項目では死亡者の死亡状況を把握する。面接票は選択肢形式で構成されている。選択肢に当てはまるものがない場合は空白のままにし、その横に疑問符(?)を加え、その内容を記述しておく。死亡の状況が選択肢の幾つか(例えば、交通事故と水死)に当てはまれば、それらすべてを記入する。回答者間で死亡状況に異なる認識を持っているれば、当時の状況を最も知っている人の認識に基づき記入する。

1(a). 交通事故には農地での農業機械の事故を含まず、その場合は1(h)に記入する。

1(b). 過剰飲酒で死亡した場合は中毒とする。

1(c). もしも死亡者が病院での治療中に自殺した場合、医療事故には入れず、具体的状況に基づいて分類する。医療事故かどうかの判断は回答者自身の認識に基づき、鑑定結果または調査員の憶測で判断しない。